

特別警報

生きるために最善を尽くしてください



■特別警報とは

特別警報は「東日本大震災」における津波や「平成23年台風第12号」による豪雨、「伊勢湾台風」による高潮のような、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こる恐れが大きい場合に発表されます。

これは、大規模な災害が発生した際にその危険性を住民や地方自治体に伝え、迅速な避難行

気象庁では、8月30日から「特別警報」の運用を開始しました。この「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の起こる恐れがある場合に発表されます。

特別警報が発表されたら、直ちに命を守る行動を取るように心掛けましょう。

◆問い合わせ 盛岡地方気象台(☎ 019-622-7868)
へじうざ。

動に結びつけてもらおうと、気象庁が創設したものです。

■命を守るために最善を

特別警報が発表されたときは、激しい豪雨や暴風など異常な気象現象が起きそうな状況です。直ちに命を守る行動を取つてください。町から避難勧告などが発令されたら、避難所などに避難してください。また、外出が危険なときは、家の中で少しでも安全な場所に移動しましょう。

◇特別警報の発表基準

種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風が吹くと予想される場合
高潮	高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量などの客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

◇大津波警報などを特別警報に位置付けます

種類	基 準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置付ける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

■早めの行動 情報収集を

特別警報が発表されていない

からといって、災害が発生しないわけではありません。これまでもどおり注意報や警報、その他の気象情報を活用し、早めに行動を取ることが大切です。特別警報は、防災行政無線やテレビ、ラジオ、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp>)、インターネットで伝えられます。災害発生時は、発信された情報の収集に努め、冷静な行動を心掛けましょう。